

令和7年第13回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年12月25日（木）午後1時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 14名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
8番	田内 一郎	9番	安藤 和利	10番	大塚 徹
11番	鈴木 茂	12番	坂本 正行	13番	境 政一
14番	長谷川一夫	15番	原 範子		

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主 事 富田 明子

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長 岡野 康宏 局長補佐 菅野 裕之
係 長 堀越 桃花 主 幹 山本 宗宏

○議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第4号 農地改良協議の同意について
議案第5号 現況確認証明願について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第5号 制限除外の農地の移動届について
報告第6号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について

○議事内容

<p>議 長</p>	<p>(開会：午後1時30分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和7年第13回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、5番溝口竜生委員、6番立花紀貴委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第7号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を付議いたします。(1)所有権移転、番号1及び番号2については関連ですので、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号1及び番号2についてを関連ということで、一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地においてピーマンを作付けする計画です。譲受人は、トラクターをリースし耕作しておりましたが、今後購入予定であり、年間約280日農作業に従事しています。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>はい、8番田内です。特にございません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「議事進行」の声あり)</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p>

	<p>本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号3について事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地において農地所有適格法人である譲受人が、千両、若松、枝物等を作付けする計画です。譲受人はトラクター2台、トラック5台を所有し、構成員4人で農業に従事しており、譲受人は法人であるため、定款や法人の登記事項証明書の書類等を確認しております。また、農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を確認したところ、すべての要件を満たしており、農地所有適格法人であると判断しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p>
議 長	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
5 番	<p>はい、5番溝口です。特にございません。以上です。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号1について事務局よりご説明い</p>

たします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と史料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と史料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和7年12月17日、現地調査は、坂本農地部会長、大塚委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

7番 はい、7番宮本です。特にございません。以上です。

議長 事務局及び担当委員の説明がありました。ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造2階建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

12番 はい、12番坂本です。12月15日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、使用貸借による申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、借受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

12番 はい、12番坂本です。12月15日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

3番 はい、3番松沢です。12月19日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号5について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号5について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人である太陽光発電事業者が、太陽光パネルを146枚、パワーコンディショナーを9台設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号5の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

3番 はい、3番松沢です。特にございません。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、番号6について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号6について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人である太陽光発電事業者が、太陽光パネルを127枚、パワーコンディショナーを9台設置する計画であり、農地部分の面積が287㎡、非農地部分の面積が476㎡となっております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号6の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

3番 はい、3番松沢です。現地を確認したところ、間口が6mで縦長の農地ですが、事務局のほうから127枚のパネルが設置されると説明がございましたが、そこ

まで設置ができるのかなと思いました。土地所有者に聞いたところ、左右に空き地がありまして、それを合わせれば可能かもしれませんが、どのような設置をするのかなと話をしていましたので、設置の計画をお聞きします。

議 長 説明を求めます。事務局。

事 務 局 はい、事務局の山本です。太陽光パネルの設置計画についてでございますが、議案書記載にある農地1筆の他に、農地の隣接している非農地部分を含めた太陽光発電設備の設置の計画となっております。土地利用計画等も確認したところ、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号7について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号7について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人である太陽光発電事業者が、太陽光パネルを141枚、パワーコンディショナーを9台設置する計画であり、農地部分の面積が572㎡、非農地部分の面積が397㎡となっております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号7の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

10番 はい、10番大塚です。特にございません。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号8について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号8について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取ということで、賃貸借による一時転用の申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局 事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と思量されます。申請内容は、借受人が砂利採取を行う計画であり、申請地は、すべて農地となっております。雨水は敷地内浸透処理する計画となっており、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。事業完了後は、土地所有者がピーマンの作付けをする予定で、農地復元計画書が添付されております。資金計画は、全額自己資金であり、預貯金口座の写しが添付されております。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写

しが添付されております。また、神栖市農業振興地域に関する証明願が添付されております。第1種農地は原則農地転用できませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。

15番 はい、15番原です。議案第2号、番号8の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

6番 はい、6番立花です。12月21日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。

議長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

(議案第3号)

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。承認を受けようとする申請者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請者は、過去に砂利洗浄に伴う一時転用で許可を受けていますが、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間の延長にあたり許可後の事業計

	<p>画変更申請に至ったものです。詳細につきましては、担当からご説明いたします。</p>
事務局	<p>事務局の山本です。当該案件につきましては、令和5年1月23日付で事業計画変更の承認をしており、期間が令和8年1月22日までとなっておりますが、再度、1年間延長する申請であります。事業計画については、当初申請時から変更ございません。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しが添付されております。以上のことから、当該案件は承認相当と思料されます。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。</p>
15番	<p>はい、15番原です。議案第3号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、議案第2号の説明と同様でございます。本案件につきましては、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
3番	<p>はい、3番松沢です。特にございません。</p>
議長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p>
議長	<p>(議案第4号) 次に、議案第4号「農地改良協議の同意について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。当該議案の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。今回提出されました農地改良計画は、水稻を効率良く耕作するため1mある深さを30cmまで埋立てするものです。事業期間は、令和8年3月10日</p>

	<p>から令和8年4月9日までで、搬入土は申請人が香取市で確保している砂質土を用いて盛土するものです。他法令との調整ですが、神栖市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第5条の規定による事業許可申請書の写しが添付されております。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。15番原範子委員。</p>
15番	<p>はい、15番原です。議案第4号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、議案第2号の説明と同様でございます。本案件につきましては、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから適正と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり同意することと決定いたします。</p>
議 長	<p>(議案第5号)</p> <p>次に、議案第5号「現況確認証明願について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局。</p>
事 務 局	<p>はい、事務局の山本です。議案第5号について事務局よりご説明いたします。非農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、20年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が田であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。12番坂本正行委員。</p>
12番	<p>はい、12番坂本です。議案第5号の現地調査結果をご報告いたします。調査日は、令和7年12月3日、現地調査は、長谷川一夫委員、鈴木委員、事務局2</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>名と私の計5名で行いました。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は、事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり、非農地に認められると判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>（「議事進行」の声あり）</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>農 林 課</p>	<p>（議案第6号）</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を付議いたします。本案件について、11番 鈴木茂 委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>（ 鈴木茂委員 退席 ）</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。議案第6号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p> <p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p> <p>はい、農林課の富田です。今回提出している農用地利用集積等促進計画（案）は、貸借期間10年の農地につきましては、田の新規集積が3筆で7,654㎡、畑の新規集積が124筆で63,057㎡になります。合計は127筆で70,711㎡になります。また、本郷高野地区につきましては、換地後17筆になる予定です。なお、No.4からNo.6の受け手は宮崎県の法人ですが、市内にすでに活</p>

	<p>動拠点を構えています。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 私から1つ質問してよろしいでしょうか。宮崎県の法人で市内にすでに活動拠点を構えているとのことですが、もう少し具体的に説明をお願いします。</p>
農 林 課	<p>はい、農林課の中村です。宮崎県の法人につきましては、経営農地拡大のため茨城県への参入を進めている法人です。現在、神栖市東深芝の倉庫を借り受けして活動拠点を構えているところでございます。今後は、市内の別の場所に農業用倉庫及び加工場を整備する予定で、今後集積を進めて行きたいと伺っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。その他、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。 ここで、議事参与の制限を解除し、鈴木委員の着席を認めます。</p> <p>(鈴木茂委員 着席)</p>
議 長	<p>(議案第7号)</p> <p>次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第7号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び同条第2項の規定に基づき、意見を求められているものでございます。変更内容につきましては、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p>
農 林 課	<p>はい、農林課の中村です。今回の意見聴取につきましては、令和7年4月に開催しました神栖市農業振興地域整備推進協議会の中で審議された案件になりま</p>

	<p>す。その後、県の審議をしまして11条公告が済みましたので再度、変更に係る意見を求めるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p>
	<p>本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p>
議 長	<p>(報告案件)</p> <p>次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第6号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第6号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は2件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は1件で、権利取得理由は農地中間管理機構が行う特例事業の用に供するためということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は1件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第4号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は2件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第5号「制限除外の農地の移動届について」でございますが、届出人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。当該届出は、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第6号に定める場合に該当することから、法令に基づき制限除外が適用されるため、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第6号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が1件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員</p>

による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、内容につきましては議案書記載のとおりであり、法務局へ回答済でございます。報告案件は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 ご意見が無いようですので、本日の日程は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年第13回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会：午後2時16分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人